

有価証券の販売に係る金融商品取引業者等との協働に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、有価証券等仲介業務を行う協会員が、金融商品取引業者等と協働して有価証券の販売を行うにあたり遵守すべき事項等を定め、かかる有価証券の販売を通じた取引の適正化を図り、もって投資者保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有価証券 金融サービスの提供に関する法律施行令第19条第1項第1号イからリまでに掲げる有価証券（ただし、同項第2号に該当するものを除く。）をいう。
- (2) 有価証券等仲介業務 金融サービスの提供に関する法律（以下「金サ法」という。）第11条第4項第1号ないし第3号に規定する有価証券等仲介業務をいう。
- (3) 金融商品取引業者等 金融商品取引業者又は登録金融機関をいう。

(金融商品取引業者等との協力関係)

第3条 協会員は、金融商品取引業者等が、当該協会員との間で有価証券等仲介業務に係る契約を締結するに際して、当該協会員に委託する業務に係る協会員の内部管理体制等についての確認を求めてきた場合は、当該確認を行うために必要な協力を行うものとする。

2 協会員は、有価証券等仲介業務に係る契約を締結した金融商品取引業者等との間で必要な情報を適時適切に共有するための協力関係を構築するよう努めなければならない。

(有価証券等仲介業務に係る契約の締結等)

第4条 協会員は、金融商品取引業者等と有価証券等仲介業務に係る契約を締結するとき、協会員が果たす顧客に対する責任及び金サ法その他の法令諸規則等を遵守する責任を果たす観点から、当該契約において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、協会員が取り扱う商品・サービスの内容又は特性に鑑み、契約を締結する必要がないことが明らかな事項については、この限りでない。

- (1) 顧客に対する書面の交付、説明等に係る役割分担及び責務に関する事項

- (2) 顧客に関する情報の提供及び管理に関する事項
- (3) 法令等違反行為及び事故への対応に関する事項
- (4) 不公正取引の防止に係る役割分担及び協力に関する事項
- (5) 顧客との紛争の対応に関する事項
- (6) 犯罪による収益の移転防止等に関する事項
- (7) 広告等に関する事項
- (8) 契約の見直し、更新に関する事項
- (9) 委託事項の履行状況等の確認に関する事項
- (10) その他、協会員が必要と認める事項

(顧客情報等の適切な活用)

第5条 協会員は、金融商品取引業者等と協働して有価証券の販売を行う場合は、顧客情報（「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第5条に規定する顧客情報をいう。以下同じ。）及び内部者登録情報（同規則第11条に規定する内部者登録情報をいう。以下同じ。）の内容のうち、当該金融商品取引業者等が投資勧誘及び顧客管理を適切に行うために必要と考えられる情報を提供しなければならない。

- 2 協会員は、金融商品取引業者等から前条に規定する契約に基づき顧客に関する情報の提供を受けたときは、必要に応じ自社の顧客情報及び内部者登録情報の内容を更新しなければならない。

(役割分担に基づく義務の履行)

第6条 協会員は、第4条に規定する契約において取り決めた役割分担に従い、自己が保有する顧客に関する情報に基づき、顧客に対する書面の交付、説明等及び不公正取引の防止に係る義務を履行するものとする。

(委託事項の履行状況等の確認)

第7条 協会員は、金融商品取引業者等が、当該協会員に委託した業務に係る内部管理体制及び履行状況等についての確認を求めてきた場合は、当該確認を行うために必要な協力を行うものとする。

- 2 協会員は、前項に基づく求めがあった場合のほか、定期的に、金融商品取引業者等から委託を受けた業務に係る内部管理体制及び履行状況等について必要な確認を行うものとする。

(禁止行為)

第8条 協会員は、金融商品取引業者等から、金サ法の規定により金融サービス仲介業者が取り扱うことができない有価証券について、有価証券等仲介業務に類する行為その他顧客に対する勧誘行為を受託してはならない。

付 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。